

平成30年度税制改正の概要について(速報)

I. 事業承継税制の抜本拡充

①事業承継時の納税ゼロ！ - 対象株式数等の上限撤廃 -

< 現行 >
実際の猶予割合は53%(対象株式数上限2/3×猶予割合80%)。残りの47%は納税が必要

< 改正 >
対象株式数2/3上限の撤廃、相続時の納税猶予割合80%→100%引き上げにより、自社株の承継時の納税がゼロに

②納税猶予打切りリスクを最小化！ - 雇用維持要件の实质撤廃 -

< 現行 >
5年平均で80%維持(雇用維持できない場合は、利子税付きで全額納付)

< 改正 >
雇用維持要件は实质撤廃(雇用5年平均80%を下回っても猶予税額は納付不要)

Point
承継後5年間で雇用者数が平均80%を下回る場合
 ● 都道府県へ、承継後5年間で雇用者数が平均80%を下回った理由報告が必要
 ● 経営悪化が理由の場合は、認定支援機関による指導・助言が必要

③将来の納税不安を大幅軽減！ - 経営環境変化に応じた減免制度の創設 -

< 現行 >
納税免除は後継者死亡、破産等の場合のみ

< 改正 >
株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除

Point
差額免除の適用対象
 ● 株式売却: 全ての企業(経営を継続しない理由提示のみ)
 ● 廃業: 経営環境変化の影響を受けた企業(経営指標による判定あり)

平成29年12月現在の利子税率: 0.8%(単利)

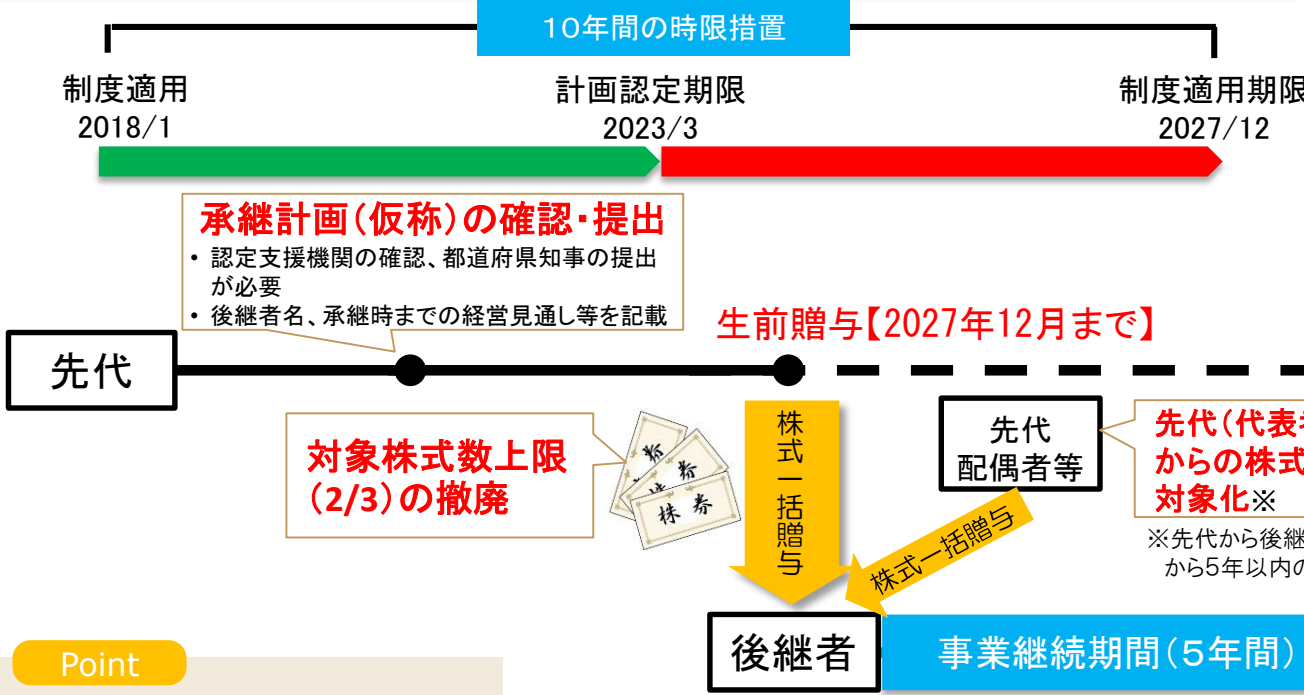
④多様な事業承継を促進！ - 複数承継の対象化 -

< 現行 >
先代代表者から後継者1人への株式承継に限定

< 改正 >
配偶者や従業員からの贈与・相続や、後継者が複数(3人まで)での承継も対象化(後継者要件: 代表者、株式10%以上保有等)

複数人(3人まで)への承継が対象

事業承継税制を活用した自社株式の円滑な承継のモデルケース



※その他要件等は、現行の事業承継税制と同様

Point
事業承継税制の特例措置は10年間の時限措置(計画認定は施行後5年まで)
 ● 今回の改正措置は、世代交代に向けた集中取組み期間として10年間の時限措置
 ● 税制の適用を受けるには、施行後5年以内に事業承継計画の認定が必要

Point
相続時精算課税制度の適用対象者の拡充
 ● 後継者が、先代の直系卑属(子・孫)でない場合にも適用可能
 ● 事業承継税制と併用することで、猶予される贈与税額の軽減が可能

● 代表者継続・株式10%以上保有等
 ● 雇用維持要件は实质撤廃(都道府県・税務署への届出(毎年1回)の際、雇用状況の報告・届出は必要)

事業継続期間における雇用実績報告
 ● 雇用5年平均8割を下回った場合のみ提出が必要
 ● 認定支援機関の指導・助言が必要

II. 中小企業向け租税特別措置の延長・拡充

1. 所得拡大促進税制の拡充・延長(3年間)

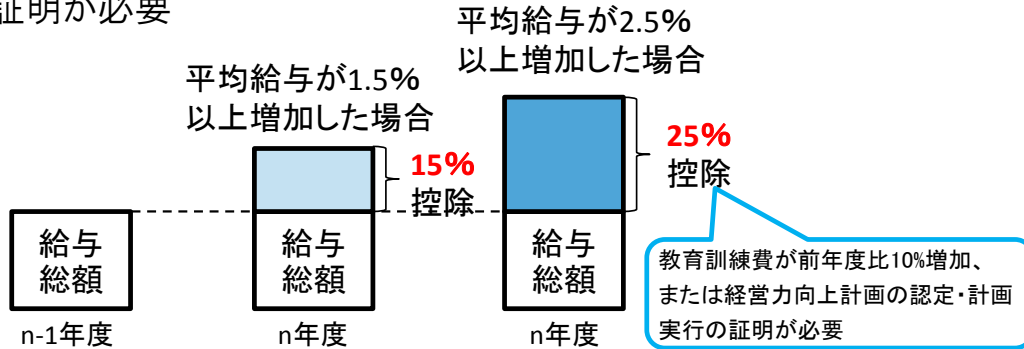
○賃上げ基準年度が平成24年度から前年度比に変更

○より高い賃上げを実施した場合、控除率がアップ

①平均給与1.5%以上増加:給与総額増加分の15%を税額控除

②平均給与2.5%以上増加:給与総額増加分の25%を税額控除(※)

※教育訓練費が10%以上増加、または経営力向上計画の認定・計画実行の証明が必要



2. 少額減価償却資産(30万円未満)の全額損金算入特例の延長(2年間)

3. 交際費800万円までの全額損金算入等の特例の延長(2年間)

III. 地方創生・地域活性化に資する税制措置

1. 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の延長(3年間)

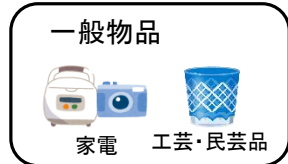
○地価の急激な変動に伴う固定資産税への影響を緩和する措置(負担調整措置)および地方自治体の条例によって固定資産税負担の上昇を抑制する制度(条例減額制度)の延長

2. 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充・電子化

○「一般物品」と「消耗品」の合算で下限額の要件(5000円以上)等を満たす場合には、外国人旅行者向けの消費税の免税販売を認める(2018年7月1日～)

<現行>

「一般物品」「消耗品」それぞれの区分で、5000円以上購入が必要



<改正>

「一般物品」「消耗品」合算で5000円以上の購入でも免税販売が可能



○免税手続きの効率化を図るため、「購入記録票の旅券への貼付、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録」による提出の要件化(2020年4月1日～(経過措置あり))

(右画像)大量の免税購入により購入記録票がパスポートに収まりきらないケース



3. 所有者不明の土地に係る登録免許税の免税制度の創設

○数次にわたる相続を経ても登記が放置されている土地や、相続登記を促進すべき地域における少額土地について、登記にかかる登録免許税を免税(3年間)

4. 国際観光旅客税(仮称)の創設(2019年度1月7日出国分～)

○今後増加する観光需要に対する観光施策を実行するため、航空機または船舶により出国する旅客から、出国1回につき1000円徴収

IV. 「生産性革命」の実現に向けた税制措置の創設

賃上げおよび生産性向上のための税制パッケージ

1. 賃上げ・投資促進に係る税制措置の創設(3年間)

○大企業が平均給与3%・国内設備投資額を一定割合増加した場合、給与総額の対前年度比増加分の15%を税額控除(さらに、教育訓練費を一定割合増加した場合、税額控除率を5%(合計20%)上乘せ)

2. 情報連携等の促進に係る税制措置の創設(3年間)

○データ連携、セキュリティ、生産性向上目標等に係る事業計画に基づく設備投資について、3%or5%の税額控除(最低投資額5000万円)

【租税特別措置の適用要件の見直し】※大企業のみ3年間の時限措置

以下の要件にいずれも合致しない場合は、研究開発税制等の適用不可

①平均給与が前年度を超えること

②国内設備投資額が当期の減価償却費の1割を超えること

ただし、所得金額が前年度以下の場合を対象外

3. 償却資産に係る固定資産税の軽減措置の創設(3年間)

○中小企業の新規設備投資(※)について、市町村の計画認定により、取得後3年間、固定資産税を軽減(ゼロ～1/2) ※機械装置、器具・備品、建物附属設備、測定・検査工具

4. 中小企業のM&Aを促進する税制措置の創設(2年間)

○後継者難等から近年増加しているM&Aを支援するため、事業買収の際に発生する税負担(登録免許税・不動産取得税)の軽減措置を創設

5. 電子申告の促進

○大企業の法人税等の電子申告を義務化(2020年度～)

○法定調書のe-Tax等による提出義務基準の引下げ(1000枚→100枚)(2021年～)

○生命保険料控除、住宅ローン控除等に係る年末調整関係書類の電子化(2020年分以後の所得税について適用)

V. その他

1. 森林環境税(仮称)の創設(2024年度～)

○森林吸収源対策のための地方財源として、個人住民税に年額1000円上乘せ

2. 所得税改革(2020年～)

○働き方の多様化(フリーランスの増加等)などを踏まえ、以下の見直しを行う

①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へシフト(10万円)

②青色申告特別控除額の引下げ(65万円→55万円)

※電子申告等を行う場合、控除額は65万円

③年収850万超の場合、給与所得控除を引下げ(子育て世帯等に配慮あり)

④公的年金等控除の引下げ(年金以外の収入1000万円超で控除額10万円引下げ等)

⑤所得2400万円超の場合、基礎控除の逡減・消失

◆電子申告等を行う個人事業者は、控除額が10万円上乘せ

	青申控除	基礎控除	合計
電子申告の場合	65万円	48万円	113万円(現行より10万円増)
電子申告しない場合	55万円	48万円	103万円(現行と同額)